

5 違反食品等処理状況

平成30年度の違反食品等の発見（他機関からの違反通知により処理したものを含む。）件数は19件である。

違反等の内容を見ると、食品衛生法第11条（食品等の規格及び基準）違反7件（36.8%）であり、不良食品は10件（52.6%）、食品表示法第5条（食品表示基準）違反は2件（10.5%）であった。

食品について見ると、魚介類（11件）で違反等が多く発見された。

違反食品等の原因施設に対しては、行政処分等の措置を実施するとともに、違反原因の調査、再発防止の措置等の指導を実施した。

(1) 年度別違反食品等状況

年度	違反区分													製造所		
	6条	9条	10条	11条	16条	18条	19条/ 表示法第5条	20条	25条	小計	不良	不適正	計	県内	県外	国外
30				7			2			9	10		19	18	0	1
29	2			2			5			9	12		21	19	2	0
28	1		1	13		1	5			21	20		41	38	1	2
27				5		1				6	32	6	44	36	4	4
26	1			2			1			4	32	3	39	38	1	0

(注1) 広島市、呉市及び福山市を除く。

(注2) 違反区分には疑いを含む。

(注3) 19条に定められていた食品等の表示基準については、平成27年度から食品表示法第5条に定めることとされた。

(2) 違反食品等発見件数

食品区分	違反区分													製造所		
	6条	9条	10条	11条	16条	18条	20条	25条	表示法 第5条	小計	不良	不適正	計	県内	県外	国外
合計				7					2	9	10		19	18	0	1
魚介類				3						3	8		11	11		
冷凍食品																
その他の魚介類加工品																
肉卵類及びその加工品																
乳製品																
乳類加工品																
アイスクリーム類・氷菓				2						2			2	2		
穀類及びその加工品									1	1			1	1		
弁当類																
野菜類果物及びその加工品				2						2	2		4	3		1
菓子類									1	1			1	1		
清涼飲料水																
酒精飲料																
氷雪																
水																
かん詰・びん詰食品																
その他の食品																
添加物																
化学的合成品																
その他の添加物																
器具及び容器包装																
おもちゃ																
洗浄剤																

(注1) 広島市、呉市及び福山市を除く。

(注2) 違反区分には疑いを含む。

(3) 食品別違反等件数

食品名	違反区分	発見件数	6条			10条			11条		18条		不良			
			腐変敗 ・ 異物	その他	甘味料	着色料	その他	成分規格	その他	蛍光物質	その他	異臭	異物	発か びの 生の	その他	
魚介類		11							3							8
冷凍食品	無加熱摂取															
	凍結前加熱・加熱後摂取															
	凍結前未加熱・加熱後摂取															
	生食用冷凍鮮魚介類															
魚介類加工品（かん詰・びん詰を除く。）																
肉卵類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）																
乳製品																
乳加工品（アイスクリーム類を除きマーガリンを含む。）																
アイスクリーム類・氷菓		2							2							
穀類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）																
弁当類																
野菜類・果物及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）		4							1	1				1	1	
菓子類																
清涼飲料水																
酒類																
氷雪																
水																
かん詰・びん詰食品																
その他の食品																
添加物	化学的合成品及びその製剤															
	その他の添加物															
器具及び容器包装																
おもちゃ																
洗浄剤																
計		17							6	1				1	1	8

(注1) 広島市、呉市及び福山市を除く。
(注2) 違反区分6条には疑いを含む。

(5) 平成30年度違反食品等発生事例

番号	通報機関	処理機関	名称	違反区分(条)等	違反等の内容	措置
1	北部	北部	アイスクリーム (チョコチョコ)	食品衛生法第11条 第2項	大腸菌群 陽性	営業禁止(一部)
2	北部	北部	アイスマルク(ブルーベリー)	食品衛生法第11条 第2項	大腸菌群 陽性	営業禁止(一部)
3	西部	西部	おにぎり	食品表示 不適正	消費期限の誤表示	自主回収
4	川越市	西部東	ブルーベリージャ	不良	カビ様異物の混入	報告書の徴収
5	神戸市	東部	こんにゃく	不良	虫の混入	報告書の徴収
6	東部	尼崎市	にんにくの芽	食品衛生法第11条 3項(疑い)	残留農薬基準超過 (フロシドン 0.02ppm(基準値)	店頭在庫なし。 輸入者を管轄する自治体へ情報
7	北部	北部	漬物(塩漬)	食品衛生法第11条 2項	サッカリンナトリウム基準超過 (0.21g/kg(基準値 0.20g/kg未満))	営業禁止 報告書の徴収
8	西部	西部	せんべい(トルマリンしいたけ煎)	食品表示基準第3 条違反	製造所及び製造者の表示なし	販売中止 自主回収
9	西部東	東部	生かき(生食用)	不良	塩分濃度1.95%	指導
10	西部東	西部呉	生かき(生食用)	不良	塩分濃度0.47%	指導
11	西部東	広島市	生かき(生食用)	不良	塩分濃度1.64%	指導
12	西部広島	広島市	生かき(加熱調理用)	不良	塩分濃度1.76%	指導
13	広島市	西部呉	生かき(生食用)	不良	塩分濃度0.4%	指導
14	西部広島	西部	生かき(加熱調理用)	不良	E.coli 330MPN/100g	指導
15	西部	西部呉	生かき(生食用)	不良	塩分濃度0.7%	指導
16	北部	西部呉	生かき(生食用)	不良	塩分濃度0.62%	指導
17	西部広島	西部広島	生かき(生食用)	食品衛生法第11条 2項	E.coli 330MPN/100g	営業禁止(一部)
18	西部呉	西部呉	生かき(生食用)	食品衛生法第11条 2項	E.coli 330MPN/100g	営業禁止(一部)
19	西部呉	西部呉	生かき(生食用)	食品衛生法第11条 2項	E.coli 490MPN/100g	営業禁止(一部)

(注) 広島市、呉市及び福山市を除く。